

1	地方税の概要について	..... 1
2	条例及び規則等の取り扱いについて	..... 4

## 地方税の概要について

### 1 市町村民税

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、その概要は次のようになっている。

#### (1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、賦課期日(1月1日)現在において、市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

##### 均等割

均等割は、人口規模に応じて3段階に区分して税率が設定されている。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が2,000円となっている。

##### 所得割

所得割は、課税総所得金額等を基礎として算定する。

$\text{課税総所得金額(前年中の所得金額 - 所得控除額)} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%の累進税率となっている。

#### (2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

##### 均等割

均等割は、資本等の金額及び従業者数に応じ、5万円～300万円(9段階)に区分されて標準税率が設定されている。

制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

##### 法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

### 2 固定資産税

固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在において、市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。

### 3 軽自動車税

軽自動車税は、賦課期日(4月1日)現在において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して、主たる定置場所在の市町村において課税する。

標準税率は、種別、総排気量に応じ、1台につき年額 1,000 円から 7,200 円に区分されている。

制限税率は、標準税率の 1.2 倍となっている。

### 4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は一定税率で、1,000 本につき 2,977 円(旧3級品の紙巻たばこは 1,000 本につき 1,412 円)となっている。

### 5 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事業の作業場所在の市町村において、その鉱業者に課税する。

税率は、標準税率が1%、制限税率が 1.2%である。ただし、1 ヶ月間に掘採された鉱物の価格が作業場所在の市町村ごとに 200 万円以下の場合は、標準税率は 0.7%、制限税率は 0.9%である。

### 6 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の有効利用促進や投機的取引の抑制を図るために設けられた税で、5,000 m<sup>2</sup>以上(地域により 10,000 m<sup>2</sup>)の土地の所有又は取得に対して課税される。

ただし、税制改正により、平成 15 年度以降、当分の間、新たな特別土地保有税の課税は行われないことになっている。

### 7 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、市町村内の鉱泉浴場における入湯客に対して課税する目的税である。標準税率は、入湯客1人1日(1泊2日を含む)について 150 円である。

## 8 事業所税

事業所税は、人口 30 万人以上の都市が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等に対して課税する目的税である。

事業所等において事業を行う者に課税し、資産割と従業者割に区分される。

・資産割にあっては、事業所床面積 1㎡につき 600 円となっている。

・従業者割にあっては、従業者給与総額の 0.25%となっている。

免税点は、事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下、従業者数の合計が 100 人以下である。

## 9 都市計画税

都市計画税は、総合的なまちづくりを行う都市計画事業や土地区画整理事業の費用に充てられる目的税であり、賦課期日(1月1日)現在において、市町村内の市街化区域(都市計画区域について市街化区域と市街化調整区域との区分が定められていない場合にあっては、条例で定める区域)に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する。

税額の算定方法等は、固定資産税と概ね同じであり、制限税率は 0.3%となっている。

### (参考)

標準税率：地方団体が課税する場合に通常よりなければならない税率として法定されている税率をいう。財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができる。

制限税率：地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率をいう。

一定税率：地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることができないとして法定されている税率をいう。

## 条例及び規則等の取扱い

現在、各市町村で制定されている条例や規則等については、新設合併の場合、旧市町村が消滅するため、すべて失効することになります。

このことから、「条例及び規則等の取扱い」を合併協議会において協議することとしており、現在、各専門部会などにおいて検討・協議をしているところです。

これらの取扱いについて、一般的には、次のような区分がなされています。

### 即時施行（合併期日に専決処分し、最初の議会で報告）

住民の権利・利益の保護等の理由から、空白期間の許されないものであり、新市発足時において、施行する必要があるもの。

<例えば>

印鑑登録条例、個人情報保護条例、情報公開条例 など

### 暫定施行

7 市町村の制度に差異があり、合併時に統合が困難で、新市において調整を図る理由等から、旧市町村の条例等をその区域に限り引き続き施行するもの。

### 逐次施行（合併期日後に、議会に提案し、制定）

新市の首長等の政策判断に係るもので、新市発足後、逐次、新条例等を制定するもの。

町職務執行者の専決処分による制定になじまないものや、新市の発足時には必要ない

<例えば>

首長の資産等公開条例、 富山市議会委員会条例 など

### 失 効

限定的な条例等であり、すでにその効力を失っており、新市に引き継ぐ必要のないもの。

<例えば>

合併により廃止される附属機関（審議会等）の設置条例 など